

本人情報シート（成年後見制度用）の準備にあたって《お願い》

この「本人情報シート（成年後見制度用）」（以下、単に「シート」といいます）は、職務上の立場から本人を日頃より支援している福祉関係者の方に、本人の生活状況等に関する情報を記載していただくための書面です。本人の判断能力等に関して医師が診断書を作成する際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出いただく書類になります。

※ シートの記載内容により、作成者および本人に不利益などが生じるものではありません。

『申立人』の方へ

本人の親族以外の方で、職務上の立場から日頃より本人を支援している福祉関係者の方（例えば、ケアマネージャー（介護支援専門員）、ケースワーカー、医療ソーシャルワーカーなど）に作成を依頼していただくようお願いします。仮に、そのような福祉関係者の方がいない場合には、本人の状況を把握している関係者のうち、介護士などの福祉・介護の専門的知識を有する方に協力していただくことも考えられますが、シートが準備できない場合でも診断書の作成を依頼することはできます。

また、診断書の作成を医師に依頼する際には、シートのコピーをご準備いただき、コピーを手元に保管した上でシートの原本を医師に交付してください。シートのコピー（医師から原本が返還された場合には原本でも可）は医師から交付された診断書及びその他申立書類一式とともに裁判所に提出してください。

※ このシートは診断書作成医が参考にする資料ですので、医師への診断書作成依頼前にご準備いただくようお願いいたします。

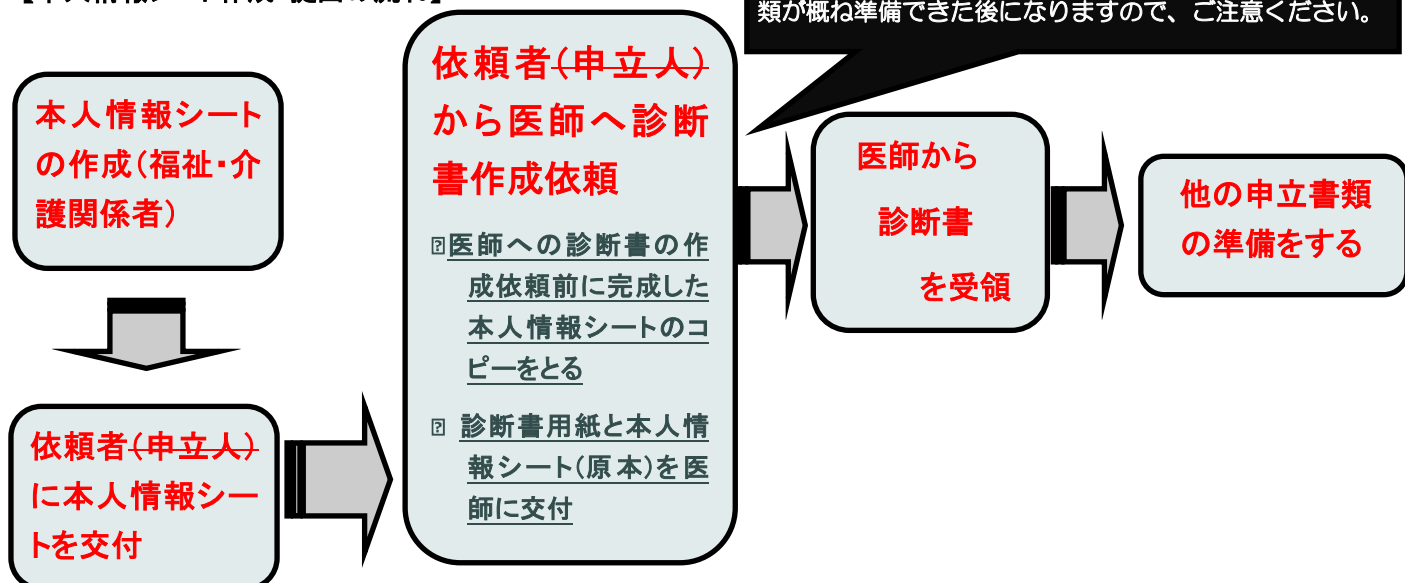
シートを作成いただく『福祉・介護関係者』の方へ

完成したシートについては、直接家庭裁判所にお送りいただくのではなく、作成を依頼した方（申立人）にお渡しください。

※ 「本人情報シート」の作成方法等については、「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」（「後見ポータルサイト」（<http://www.courts.go.jp/kouken/>）→「手続案内及び各種書式」からダウンロードできます）をご活用ください。

【本人情報シート作成・提出の流れ】

札幌市長による申立ての場合、診断書の作成は他の申立書類が概ね準備できた後になりますので、ご注意ください。



札幌家庭裁判所 後見・財産管理センター（お問い合わせ先 011-221-7410）